主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人稗田秀雄の上告趣意のうち、憲法三一条、三五条、三八条、三七条違反をいう点は、その前提において、原判示にそわない拘束、強制、脅迫、偽造、虚偽記載等の事実を主張するものであるから、上告適法の理由とは認められず、その余の点は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。被告人本人の上告趣意(上告申立書記載)は、原判決に憲法三一条、三五条、三八条の違反および刑訴法四一一条に該当する事由があるとするだけで、なんら具体的理由を示しておらず、不適法である。

よつて、同法四一四条、三八六条一項二号、三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四九年四月四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長表	友判官	厈	上	棣	天
表	找判官	大	隅	健一	郎
表	找判官	藤	林	益	Ξ
表	找判官	下	田	武	Ξ
表	找判官	岸		盛	_